
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.223 2020/5/7

1 食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備について

4月28日、厚生労働省は 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、器具又は容器包装にかかわる改正が令和2年6月1日から施行されることに伴い、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」及び「食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を定める件」が同日告示されたため、その趣旨、主な内容及び留意すべき事項を通知したもので、その主な内容は次のとおり。

- (1) 新法第18条第3項の規定に基づき政令で定める材質（合成樹脂をいう。）の原材料であって、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）ごとに定められた器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量について、第18条第1項の規格に定められたものでなければならないとされ（ポジティブリスト度）、これを踏まえ、合成樹脂製の器具又は容器包装等の規格を食品、添加物等の規格基準（以下「規格基準告示」という。）に規定した。
- (2) 第18条第3項ただし書の規定により、合成樹脂が食品に接触する部分に使用されず、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（以下「おそれのない量」という。）を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和しないよう加工されている場合には、規格基準告示に規定されたポジティブリストに掲載された物質以外のものも使用可能とされていることから、おそれのない量を食品中濃度として0.01mg/kgと定め、食品擬似溶媒中濃度として は、食品擬似溶媒中濃度として 0.01mg/Lと考えて差し支えないものとした。
- (3) 規格基準告示については、器具又は容包装等の規格として、食品、添加物等の規格基準第3器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格第8号に新法第18条第3項に規定される「政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質」に関する規格を定めたこと。
 - イ 個別の物質の規格については、別表第1に規定したこと。
 - ロ 別表第1に掲げる原材料であって、これに含まれる物質についての規定を定めたこと。

なお、官報掲載を省略した規格基準告示の改正部分については、以下の厚生労働省のホームページで閲覧が可能である。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

(4) 適用期日については、令和2年6月1日から適用されるものであること。

ただし、規格基準告示については、令和2年6月1日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のもの（以下「経過措置対象のもの」という。）が同日から起算して5年を経過する日（令和7年5月31日）までの間に販売の用に供するために製造され、若しくは輸入される場合、それに使用される原材料であって合成樹脂のものについては、別表第1に掲げられているものとみなすことができる。なお、本経過措置中の「同様のもの」とは、令和2年6月1日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質（合成樹脂の原材料に限る。）をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいうこと。そのため、これまで使用経験のない合成樹脂区分の基ポリマーに対して添加剤を使用する場合、添加剤をこれまで使用経験のない量に増量して使用する場合、又は製造記録や輸入実績等によりこれまで使用されていた範囲内であることが説明できない場合等は、本経過措置の対象とならないこと。

(5) 規格基準告示の経過措置期間中に、関係事業者は経過措置対象のものとして取り扱う器具又は容器包装の経過措置終了後の規格基準告示への適合性を確認するとともに、別表第1への追加及び同表の修正が必要な場合は、必要な情報を厚生労働省へ提出する必要があること。また、原材料の変更が必要な場合にはその変更を適切に行う必要があること。なお、提出方法等については、別途厚生労働省のホームページで示すこととする。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000627365.pdf>